

令和8年（フ）第190号

神奈川県三浦市三崎町諸磯1397番地 秀花荘202

債務者 田中加奈子

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第191号

神奈川県三浦市三崎町諸磯1397番地 秀花荘202

債務者 田中 和也

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月9日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第199号

青森県むつ市大字田名部字下川8番地9 中里アパート1号室

債務者 菊谷 時光

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第237号

青森市大字羽白字池上200番地3、旧住所青森市大字羽白字沢田507番地6

債務者 宮本りち子

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第63号

神奈川県平塚市北金目2丁目11番3ー201号
グランドウール・メイ

債務者 佐藤 詩恩

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第146号

神奈川県秦野市堀西464番地の2 グリーン
ヒルハイツ 105号

債務者 石黒有希子

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第274号

神奈川県小田原市東町3丁目3番8号 第1
このみ荘Bー11

債務者 加賀 洋輔

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第341号

神奈川県厚木市長谷1603番地1 エムズエス
テートCー203

債務者 野沢 夕香

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第355号

神奈川県伊勢原市桜台4丁目18番12号
債務者 佐藤 泰彦

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第377号

神奈川県秦野市南矢名659番地の19 第2
コーポ萩山 7号

債務者 佐藤しおん

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第26号

島根県邑智郡邑南町中野2500番地、住民票上の
前住所広島県安芸郡海田町国信二丁目1番
32ー202号

債務者 吉賀徳乃香（旧姓山木戸）

- 1 決定年月日時 令和8年8月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和8年（フ）第38号

山口県周南市大字下上1971番地の7
債務者 久原 康裕

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

令和8年（フ）第54号

山口県周南市泉原町7番10号
債務者 中村 淳和

- 1 決定年月日時 令和8年9月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

令和7年（フ）第350号

鹿児島市平川町4233番地1
破産者 有限会社佑幸生運

- 1 決定年月日 令和8年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第1104号

東京都杉並区和泉2丁目28ー14ー103
破産者 齋藤 祥行

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5807号

東京都東村山市青葉町2丁目31番地45
破産者 くろがね屋株式会社

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6252号

東京都目黒区祐天寺2丁目5番5号
破産者 株式会社NASBIS

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6253号

千葉県君津市三直1101
破産者 那須美根子

- 1 決定年月日 令和8年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部